

公 示 送 達 書

下記の者に送達すべき次に掲げる文書を、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、これらの書類は健康福祉部保険課に保管してありますから、受領権限がある者には、いつでも交付します。

令和8年9月9日

松本市長 臥雲 義尚



記

No.	送達を受けるべき者	文書		備考
	氏名	文書名	文書番号	
1	青木 貴弘	配当計算書（謄本）	松福保91号	8/13

(注) この文章は、公示した日から起算して7日を経過したときは、送達があったものとみなされます。